

会報

石川

1996. 12月. No. 20



「会旗」



石川県行政書士会

目 次

| | |
|---------------|----|
| 会長あいさつ | 1 |
| 特集20周年記念 | 2 |
| 特集 強調月間 | 4 |
| 情報コーナー | 6 |
| 建設業許可担当職員と初懇談 | 14 |
| 支部だより | 17 |
| 意見箱のコーナー | 20 |
| 書籍コーナー | 21 |
| 政治連盟 | 22 |
| 会務報告 | 24 |
| 会務日誌 | 25 |
| 編集後記 | 27 |

表紙写真

「会旗」

当会の象徴となる「会旗」が出来上がりました。名実ともに広く県民に行政書士業務をアピールしていくべきときにこそ、足元から整備したいと思い「会旗」の作製を進めていましたところさる11月初旬出来上がって当会へ納入されました。



「会報20号を迎えて」

会長 藤井 國穂

10月に行われました強調月間も皆様方の絶大なるご支援ご協力を得まして無事に終了することが出来ました。今年は、連合会として初めて全国ネットでTVコマーシャルを放映し、今までとは違った強調月間が展開できたのではなかったかと思えます。新聞での全面広告も昨年同様多くの会員の方々にご協力を賜り誠に有難うございました。また、電話での無料相談や各支部での無料相談会の開催など多方面でご支援を賜り本当に有難うございました。重ねてお礼を申し上げます。

さて、「会報いしかわ」も昭和63年7月1日に第1号を発刊して以来、今号で第20号ということになりました。今日まで、会報の発刊を支えていただきました会員各位の方々に感謝申し上げますと共に、よりよい会報の編集に携わって来られた歴代の広報部長並びに広報部員の方々の努力に対して心から敬意を表します。

会報が果たすべき役割については私から申し上げるまでもなく皆様方が充分ご承知のことと思います。本会と会員を結ぶ情報の発信基地として、また、会員間あるいは支部間の情報、意見交換の場として、一方では、連合会を始め各单位会に対してスポークスマン的で多面的な重要な役割を担っていると思います。初めて行政書士として仕事をするとき、行政書士の役割を考えると、また、行政書士の未来像に思いを馳せるときなど、その時々には会報がその羅針盤として役目を果たすと思います。当然に、会報は、単なる読み捨てる雑誌であってはならず、また、一方通行的で一部の代弁者的なものであってはならないことは明らかです。行政書士が置かれている状況は、決して楽観できるものではないことは、重々皆様方も承知のことと思います。そうした中で会報が我々に対してオピニオンリーダーとしての先駆的な任務を果たすべき使命を担っていると思います。いち早く情報をキャッチし会員に知らせるリーダー的な役割と同時に、行くべき方向を会員に差し示すリーダーシップを発揮するのが会報のあるべき姿と心得ます。

今後も、号数を重ねながら発刊されると思いますが、漫然と発刊するのではなく、常に問題意識を持った編集を心がけてまいりたいと思います。「会報いしかわ」が行政書士会の発展に大きく寄与するよう努力を積み上げてまいりたいと思いますので、是非とも皆様方の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

表紙で見る「会報いしかわ」20号までの歴史

「会報いしかわ」20号記念として、20号までの移り変わりを表紙で追ってみました。

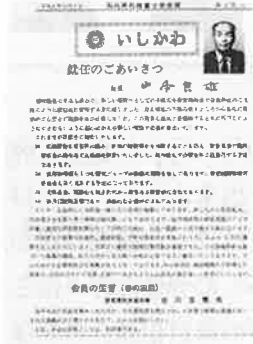
1号 S63.7.1



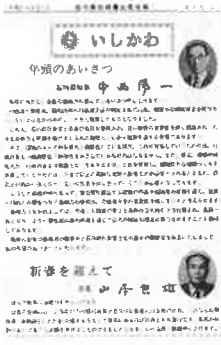
2号 S64.1.1



3号 H元.10.1



4号 H2.3.1



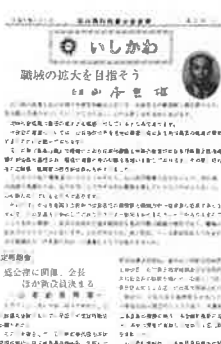
5号 H2.9.1



6号 H3.2.1



7号 H3.10.1



8号 H4.2.1



9号 H4.7.20



10号 H 4. 11. 15



13号 H 6. 2. 25



16号 H 7. 8.



19号 H 8. 8. 1



11号 H 5. 2. 1



14号 H 6. 7.



17号 H 7. 12. 1



20号 H 8. 12. 10



12号 H 5. 8. 30



15号 H 6. 12.



18号 H 8. 2. 15



特集

行政書士制度強調月間

広報部長 宮本幸子

広報部としての強調月間中の活動は次のとおりです。報道機関への協力要請は、例年通り行ったが、選挙期間と重なったため期待に反して盛り上がりに欠けた。今後の課題として再考する必要がある。なお、会員の皆様には月間中も多大なご協力をいただき、広報部一同心から感謝申し上げます。誌面を借りて厚くお礼申し上げます。

(1) 北国新聞名簿広告実施結果報告

10月1日北国新聞朝刊

| | | |
|--------|------|---------|
| 掲載会員総数 | 110名 | 約 39.2% |
| 金沢支部 | 67名 | 156名中 |
| 小松支部 | 16名 | 35名中 |
| 加賀支部 | 6名 | 21名中 |
| 七尾支部 | 13名 | 39名中 |
| 輪島支部 | 4名 | 21名中 |
| 珠洲支部 | 4名 | 8名中 |

5段広告 10月23日夕刊
10月24日朝刊

(2) ラジオC・Mスポット

9月27, 28, 29, 30日 10月1, 2, 3日放送
<時間> 朝 8:00頃 朝 10:00頃
昼12:00頃 3回放送

(3) 無料相談会取材依頼

県庁記者クラブ MRO NHK
石川テレビ 北陸朝日
テレビ金沢 FM石川 FM金沢

(4) 報道報告

*石川テレビ

「笑っていいとも」前の時間帯のお知らせコーナーで放送

電話110番 9月23, 24, 25日
10月1, 2日

許認可相談会 9月26, 27, 30日
新聞報道については次のとおりです。

H. 8. 9. 18 日本経済新聞

石川で無料行政書士留番
石川県行政書士会は十月一日から三日まで「行政留番」を開設し、相談や会費の徴収などについて電話による無料相談に応じた。午前十時から午後四時まで。窓口は同会会館（〒920-0110）で、また、十月一日には金沢市の金沢観光会館で許認可手続無料相談会も開催する。

北 国 新 聞

平成8年(1996年)9月7日 (土曜日)

社会2

三月「行政書士留番」
石川県行政書士会は十月一日から三日間、電話による相談窓口「行政書士110番」(0762-6310)を開設する。併せて、県内六カ所で許認可手続無料相談会を開く。

北 国 新 聞

平成8年(1996年)10月2日 (水曜日)

電話相談「110番」を開設
石川県行政書士会は行政書士制度強調月間が始まった一日、官公署に提出する書類の作成や煩雑な許認可手続等の申請などさまざまな疑問に電話で応える「行政書士110番」を開設した。行政書士は相談や農地転用などの相談に答えた。行政書士会

政書士110番は三日まで午前十時から午後四時の間、0762-6310で受け付ける。金沢、小松、能美、七尾の三地区で、面談による許認可手続無料相談会も開かれた。相談会は三日に珠洲市のシーサイドショップ・ピングララ、十八日に輪島市文化会館でも開催される。

(5) 行政書士制度の市町村へのPR

「会報いしかわ」を県内すべての市町村と商工会議所へ各支部を通じて配布を依頼した。

広報誌掲載例

(羽咋) 行政書士 110番

十月は行政書士制度強調月間です。石川県行政書士会では、この月間中に無料相談を行います。相続、遺言、許認可等の書類作成でわからない事など相談してください。

電話相談「行政書士 110番」

▷日時 10月1日～3日の午前10時～午後4時

▷電話番号 0762-63-0110



(押水) 行政書士会も電話相談

十月は行政書士制度強調月間です。石川県行政書士会では、相続、遺言、許認可手続きなどの書類作成でわからないことがある方のために、次のとおり電話相談を行います。

電話相談「行政書士 110番」

▷日時 10月1日～3日の午前10時～午後4時

▷電話番号 0762-63-0110

相続、遺言、農地転用、開発行為、車庫証明、会社設立などお気軽にご相談ください。



(能都町) 許認可手続無料相談会

○10月は行政書士制度強調月間

<日時> 10月18日(金) 午前10時～午後4時

<場所> 輪島市文化会館2階

<内容> 相続・会社設立・農地転用・開発行為・車庫証明
・食品衛生・建設業・運送業・風俗営業・飲食店の
営業等の許認可または更新に関する各申請書類
の作成と提出方法等について

<お問い合わせ先> 石川県行政書士会事務局

☎ 0762-65-5551



(珠洲) 十月は行政書士制度強調月間です。

石川県行政書士会

☎ 0762-65-5551

石川県行政書士会では、この月間中に次のとおり無料相談を行います。お気軽にご相談ください。

▷日時 10月5日(土) 午後1時～午後4時

▷場所 ショッピングプラザ シーサイド2階

▷相談内容 相続、遺言、農地転用、開発行為、車庫証明、
建設業、地縁団体会社設立など。



建設業許可申請に係る様式の改正等について

1 様式変更書類

- ・ 経営業務の管理責任者証明書（様式第7号）
- ・ 専任技術者証明書（新規・変更）（様式第8号(1)）
- ・ 専任技術者証明書（更新）（様式第8号(2)）
- ・ 実務経験証明書（様式第9号）
- ・ 指導監督的実務経験証明書（様式第10号）
- ・ 令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）
- ・ 国家資格者・監理技術者一覧表（様式第11号の2）
- ・ 届出書（様式第22号の4）

改正内容は、平成8年
5月27日付け建設省経
建発第110号のとおり

- ・ 業態（営業）証明書（石川県独自様式） —— 市町村長の証明が得られない場合は原則町内会長の証明とする。

2 廃止書類

- ・ 主任技術者一覧表
- ・ 主任技術者の変更届出書
- ・ 営業所所在地略図
- ・ 廃業届での印鑑証明書

建設業関係意見等集計表 (平成8年10月11日実施)

1. 建設業許可
 1. 許可業者の実数と経審査業者数を知りたい。
 2. 更新の事前審査を行政書士会でできないか？
 3. 珠洲では行政書士に見てもらってから提出するよう指導がある。全ての土木事務所でこのような指導があれば良い。
 4. 輪島では専門工事業者の許可申請書は行政書士以外のものが作成提出代行しているように思える。
 5. 加賀では担当者の異動により取り扱いが変わることが多い。
 6. 申請書のFD化はどのような方向で実施されるか？
 7. 「許可申請書の受付票」を全土木事務所で発行してほしい。
 8. 袋とじの割り印は申請人又は作成者（行政書士）の印にしてほしい。
 9. 申請書は「袋とじ」又は「表紙と裏表紙を1枚用紙で包む」ものにしてほしい。
 10. 新規許可が2ヵ月以上かかっている場合がある。1ヵ月程度で許可が交付されていた時期もあったが、標準の日数は？
2. 変更届
 - ① 最近欠陥住宅の報道があるが、不良業者の判断は変更届等の閲覧しかないので、毎年決算内容の公開が不可欠。
 - ② 変更届の毎年提出について県に協力できることは何か。
3. 経 審
 - ① 中部各県の状況
 - ② 福井は9年度から経審業務受託の予定
4. そ の 他
 - ① 司法書士、土地家屋調査士は官庁との嘱託契約制度があり、税理士、社労士も税務署、社会保険申告での業務受託がある。行政書士の場合は関与率からいって建設業許認可の業務受託があっても良いと思う。
 - ② できれば改正申請書の記載例を会員に配布したい。
経營業務の管理責任者証明書
専任技術者証明書（新規・変更）
専任技術者証明書（更新）
実務経験証明書
指導監督の実務経験証明書
令第三条使用人一覧表
届出書 様式第二十二号の四（第十条の二関係）
国家資格・監理技術者一覧表

支部長及び建設業研究会世話人

(旧)

業態（営業）証明願

営業期間

昭和 年 月～昭和 年 月（満 年 月）
平成

営業業種（工事の種類を具体的にくわしく記入のこと。例えばアスファル
防水工事等と）

証明者と被証明者との関係
（証明者が市町村以外の場合）

私儀、今般、建設業許可申請（建設業許可申請に必要な証明）をするに
あたり、上記のとおり継続して営業していたことを証明願います。

殿

住所
商号又は名称
代表者名

㊟

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日
証明者 住所
氏名

㊟

（注 意）

- 1 証明者は、原則として市町村長とします。ただし、金沢市にあっては、証明期間につき登録（許可）営業実績を有する他の建設業者又は町会長を原則とします。
- 2 証明者が会社、組合、任意団体、町会の場合は、各団体の印と代表者印を押印して下さい。
- 3 証明事実欄に記載してあるうち確認できない部分、または訂正がある場合、証明者が適宜訂正し、訂正印を押印して下さい。

(新)

業態（営業）証明願

営業期間

昭和 年 月～昭和 年 月（満 年 月）
平成

営業業種（工事の種類を具体的にくわしく記入のこと。例えばアスファル
防水工事等と）

証明者と被証明者との関係

（証明者が市町村以外の場合）

私儀、今般、建設業許可申請（建設業許可申請に必要な証明）をするに
あたり、上記のとおり継続して営業していたことを証明願います。

殿

住所

商号又は名称

代表者名

印

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明者 住所

氏名

印

（注 意）

- 1 証明者は、原則として市町村長とします。ただし、金沢市にあっては、町会長を原則とします。町会長の証明が得られない場合は、証明期間につき登録（許可）営業実績を有する他の建設業者の証明とします。
- 2 証明者が会社、組合、任意団体、町会の場合は、各団体の印と代表者印を押印して下さい。
- 3 証明事実欄に記載してあるうち確認できない部分、または訂正がある場合、証明者が適宜訂正し、訂正印を押印して下さい。

履行保証制度・行政手続条例 (石川県行政書士会調べ)

平成8年10月1日現在

| | 工事完成保証人 | 金銭的保証又は履行ボンド(10%) | 履行ボンド(30%) | 無保証額 | 行政手続条例 | |
|------|---------------------|------------------------------|------------|--------|-----------|-------|
| | | | | | 公布・施行 | 一覧表 |
| 石川県 | H8.4.1廃止 | 500万円以上・契約業者が選択 | 特例的に採用 | 500万未満 | | |
| 金沢市 | 従来から無採用 | 130万円以上・契約業者が選択 | | 130万未満 | H8.9 施行 | 未記入 |
| 松任市 | H8.10.1廃止予定 | 100万円以上・下期から順次切替の予定 | | 100万未満 | 未記入 | |
| 美川町 | H8.4.1廃止 | 130万円以上・契約業者が選択 | | 130万未満 | 未記入 | |
| 野々市町 | 廃止予定・期日は未定 | 100万円以上・保証人制度から順次切替の予定、期日は未定 | | 100万未満 | 未記入 | |
| 鶴来町 | 廃止 | 500万円以上・契約業者が選択 | | | 未定 | 未記入 |
| 河内村 | 現在検討中 | | | | 今年度中 | 未記入 |
| 鳥越村 | 現在検討中 | | | | 今年度中 | 未記入 |
| 吉野谷村 | 現在検討中 | | | | 今年度中 | 未記入 |
| 尾口村 | 現在検討中 | | | | 今年度中 | 未記入 |
| 白峰村 | 廃止 | 500万円以上・契約業者が選択 | | | H8.9 公布予定 | 未記入 |
| 津幡町 | H8.4.1廃止 | 100万円以上・制度を検討中、切替期日は未定 | | 100万未満 | 未記入 | |
| 内灘町 | H9.3.31廃止予定 | 100万円以上・H9から役務保証を指導したい。 | | 10万未満 | 未記入 | |
| 宇ノ気町 | 1千万円以上 廃止予定 | 50万円以上・保証人制度から順次切替の予定、期日は未定 | | | H9.1 施行予定 | 同具備予定 |
| 七塚町 | 1千万円以上 廃止予定 | を含め検討中のため切替期日は未定 | | 10万未満 | 未定 | 未定 |
| 高松町 | 200万円以上・H9.3.31廃止予定 | 制度について検討中 | | 200万未満 | 未記入 | |
| 小松市 | 130万円以上・H9.3.31廃止予定 | 制度について検討中 | | 130万未満 | H7.10 施行 | 具備 |
| 寺井町 | 130万円以上 | 130万円以上・契約業者が選択(10%) | | 130万未満 | 未定 | 未記入 |

| | | | | | |
|------|-----------------|----------------------------|----------------------|-------------|-------|
| 根上町 | H 9.1 廃止予定 | 500万円以上・契約業者が選択（予定） | 130万円以上 500万円に引き上げ予定 | 未定 | 不備 |
| 辰口町 | 石川県と同様（今後改定の予定） | | | 未定 | 不備 |
| 川北町 | 履行ボンドは不要 | 契約業者が選択（履行ボンドがない場合） | H 7.4.1 実施 | 未定 | 具備 |
| 加賀市 | H 8.4.1 廃止 | 130万円以上・契約業者が選択 | 130万未満 | 未定 | 具備 |
| 山中町 | 廃止 | 300万円以上・契約業者が選択 | 特例的に採用 | 未定 | 未定 |
| 七尾市 | 廃止 | 500万円以上・契約業者が選択 | 特例的に採用 | H9年施行予定 | 同具備予定 |
| 羽咋市 | 継続中 | H 9年中に改定したい。 | | 未定 | 未定 |
| 鹿島町 | 廃止 | 500万円以上・契約業者が選択 | 特例的に採用 | H9年施行予定 | 同具備予定 |
| 鹿西町 | 廃止 | 500万円以上・契約業者が選択 | 特例的に採用 | H9年施行予定 | 同具備予定 |
| 鳥屋町 | 継続中 | 現在検討中 | | H9年施行予定 | 同具備予定 |
| 田鶴浜町 | 廃止 | 500万円以上・契約業者が選択 | 特例的に採用 | H9年施行予定 | 同具備予定 |
| 能登島町 | 継続中 | 現在検討中 | | 他市町村を参考にしたい | |
| 中島町 | 継続中 | 現在検討中 | | H9年施行予定 | 同具備予定 |
| 押水町 | 廃止 | 500万円以上・契約業者が選択 | 特例的に採用 | H9.1施行予定 | 同具備予定 |
| 志雄町 | | 現在検討中 | | 条例作成中 | 未定 |
| 志賀町 | 廃止 | 200万円以上・契約業者が選択 | 特例的に採用 | H9年施行予定 | 同具備予定 |
| 富来町 | 廃止 | 町内業者1,000万円以上 町外業者 初回すべて必要 | 特例的に採用 | H8度中施行予定 | 同具備予定 |
| 輪島市 | 廃止 | 200万円以上・契約業者が選択 | 特例的に採用 | H9.1施行予定 | 同具備予定 |
| 穴水町 | 廃止 | 200万円以上・契約業者が選択 | 特例的に採用 | 未定 | 未定 |
| 門前町 | 廃止 | 200万円以上・契約業者が選択 | 特例的に採用 | H 8.6 施行 | 具備 |
| 能都町 | 廃止 | 契約業者が選択 | 特例的に採用 | 9月議会提出 | 未定 |
| 柳田村 | 廃止 | 200万円以上・契約業者が選択 | 特例的に採用 | 未定 | 未定 |
| 珠洲市 | H 8.6.1 廃止 | 500万円以上・契約業者が選択 | | H9年施行予定 | 同具備予定 |
| 内浦町 | H 8.6.1 廃止 | 500万円以上・契約業者が選択 | | H9年施行予定 | 同具備予定 |

許可申請書と添付書類

| 様式番号 | 書類の名称 | 申請の区分 | | | | | | | | | | 備考 | | |
|--------|---------------------------|-------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|--------------------------------------|
| | | 法人 | 個人 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | | 9 | |
| 第1号 | 建設業許可申請書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| - | 別表 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 第2号 | 工事経歴書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 第3号 | 直前3年の各営業年度における工事施工金額 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 第4号 | 使用人数 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 第5号 | 削除 | | | | | | | | | | | | | |
| 第6号 | 誓約書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 第7号 | 経営業務の管理責任者証明書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 第8号(1) | 専任技術者証明書(新規・変更) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 第8号(2) | ”(更新) | ○ | ○ | × | × | × | × | ○ | × | × | × | × | ○ | |
| - | 卒業証明書 | ○ | ○ | △ | △ | △ | △ | × | △ | △ | △ | △ | △ | 申請者によって必要となる書類が異なるので、該当の書類のみを添付すること。 |
| 第9号 | 実務経歴証明書 | ○ | ○ | △ | △ | △ | △ | × | △ | △ | △ | △ | △ | |
| - | その他の資格証明書 | ○ | ○ | △ | △ | △ | △ | × | △ | △ | △ | △ | △ | |
| 第10号 | 指導監督的実務経歴証明書 | ○ | ○ | △ | △ | △ | △ | × | △ | △ | △ | △ | △ | |
| - | 技術者履歴書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 第11号 | 令第3条に規定する使用人の一覧表 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 第11号の2 | 国家資格者・監理技術者一覧表 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| 第12号 | 許可申請者(法人の役員・本人・法定代理人)の略歴書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 第13号 | 令第3条に規定する使用人の略歴書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| - | 定款 | ○ | × | ○ | × | × | × | △ | × | × | × | △ | × | |
| 第14号 | 株主(出資者)調査 | ○ | × | ○ | × | × | × | △ | × | × | × | △ | × | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------------------|---|---|----|----|---|---|----|---|---|---|---|----|---|---|---|----|---|----|
| 第15号 | 貸借対照表 | ○ | × | ○× | ○× | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 第16号 | 損益計算書 完成工事原価報告書 | ○ | × | ○× | ○× | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 第17号 | 利益処分 (損失処理) | ○ | × | ○× | ○× | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 第18号 | 貸借対照表 | × | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 第19号 | 損益計算書 | × | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| - | 商業登記簿謄本 | ○ | ○ | ○× | ○× | × | × | △× | × | × | × | × | △× | × | × | × | △× | × | △× |
| 第20号 | 営業の沿革 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第21号 | 所属建設業者団体 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| - | 納税証明書、納付すべき額及び納付済額 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第22号 | 主要取引金融機関名 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| - | 業態 (営業) 証明書 | ○ | ○ | ○ | △ | △ | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| - | 融資予定念書・預金残高証明書 | ○ | ○ | ○ | △ | △ | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| - | 省略書類 | | | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第22号の2 | 変更届出書 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第22号の4 | 届出書 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第22号の5 | 廃業届 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注) 1 申請区分欄の「○」は添付の必要ないもの、「×」は添付の必要ないもの、「△」は場合によっては添付の必要なものを示す。
 2 申請区分欄の記号が二つあるのは、左は申請者が「法人」の場合、右は申請者が「個人」の場合である。
 3 申請区分欄の数字は申請態様を示し、「1」は〔新規〕、「2」は〔許可換え新規〕、「3」は〔般・特新規〕、「4」は〔業種追加〕、「5」は〔更新〕、「6」は〔般・特新規+業種追加〕、「7」は〔般・特新規+更新〕、「8」は〔業種追加+更新〕、「9」は〔般・特新規+業種追加+更新〕である。
 4 一般建設業の許可を受けている者が新たに特定建設業の許可を申請しようとするもの、特定建設業の業種追加をしようとする者又は特定建設業の許可の更新を申請しようとする者については、平成8年6月29日以後初めてこれらの手続を行うとうとする場合には、国家資格者以外の指導監督の実務経験による監視技術者の資格を有する者(建設業法第15条第2号ロ及び同号ハ(同号ロ相当)に該当)を第11号の2の「国家資格者・監視技術者一覧表」に記載した上で提出する必要があるが、同一一覧表の添付を省略することはできない。
 なお、上記の場合に提出する国家資格者・監視技術者一覧表には、申請業種にかかわらず特定建設業のすべての業種について記載する必要がある。

建設業許可担当職員と初懇談

業務指導部長 堂 口 喜 明

さる10月17日（木）午後2時から当会会議室において、石川県土木部監理課で主に建設業許可申請業務を担当されている小倉実主事及び寺西義行主事をお迎えして「建設業許可担当職員と当会の実務者役員懇談会」を開催しました。

これは、我々行政書士で「建設業許可申請書作成業務」を主な取扱業務としている仲間が多いこと、建設業法が平成6年に大幅改正されたことによる諸手続きの変更が今日まで続いていること、それにもまして行政書士が顧客から依頼を受けた「建設業許可等の取得」業務が迅速に行われ、依ってこれまで以上に県民の福利に寄与することを願って開催されたものです。

藤井会長がご出席いただいた小倉、寺西両主事への歓迎とこの懇談会が実り多いものになること願ったあいさつを行いました。このあと出席各氏が自己紹介を行い「建設業許可等」についての各自の考え方を申し合いました。なお、当会からは、宮川総務部長・京念業務副部長・太田七尾支部長・堂口業務指導部長が出席しました。また、この懇談会に先立って建設業業務研究会を中心とした「建設業許可申請等」を主業務としている会員で「最近の建設業許可申請業務に関連した諸問題や疑問点、石川県土木部監理課建設業許可係へのお願等について」話し合い本紙P7のとおりまとめました。この資料については当日の懇談内容の参考にとり事前に土木部監理課まで届けておきました。なお、当日の懇談会ではこの他

- ・日行連資料（農林建設関係業務に関する実態調査建設業法関係表平成4年調査）
- ・当会主催研修会資料（建設業専門行政書士養成基礎講座内容その他及び出席者名簿並びに鶴来土木事務所管内における建設業許可申請の行政書士関与率表・金沢支部調査平成8年9月）
- ・福井県行政書士会資料（経営事項審査の行政書士会受託に向けた研修会及びプロセス）
- ・三重県行政書士会資料（同上の書士会受託の実施内容）

- ・岐阜県行政書士会資料（同上の書士会受託のプロセス及び実施内容受託契約書見本）
- ・静岡県行政書士会資料（同上の書士会受託のプロセス及び実施内容）
- ・京都府行政書士会資料（同上の書士会受託のプロセス）
- ・各都道府県における建設業許可申請手続きの状況について（全国建設関係行政書士協議会資料平成8年3月調査）
- ・経営事項審査の改善について（全国建設関係行政書士協議会資料平成8年4月調査）
- ・行政書士業務上の遵守事項（日行連小冊子）
- ・石川県行政書士会会員名簿（平成8年8月作成）

その他を懇談資料として提出しました。時間の都合上全部について双方の考え方を述べることは不可能でしたが、当会の熱意の一部でもご理解頂けたと思っています。

一方小倉・寺西両氏からは下記の資料を頂きました。

- ・建設業許可申請に係る様式の改正等について（情報コーナーで掲載）（改正内容は、平成8年5月27日付け建設省経建発第110号のとおり）
- ・新たな時代に向けた建設業法のあり方について（中央建設業審議会平成6年3月25日）

また、今回の懇談会では本席上で互いの質問等に答弁をするものではなく、互いの考え方や希望を出し合い今後の建設業法の運用や許認可業務に少しでも反映されればありがたいとの願いで開催されましたので互いが意見を出し合うことを中心にしました。しかし、「ただ意見の出し合いや言いっぱなしではなく出された意見について互いに改善できるところから進めましょう。いずれにしろ現状がベストということはないですし時代と共に変化しますから」とのことで一致し、また、今後も年2回程度の懇談会の開催が確認されました。

最後に小倉・寺西両氏から下記の要望が出されましたので事務の効率化からも積極的に対応すべきと判断されますので申請時には特段のご配慮を

お願いいたします。

記

①建設業許可申請の更新や経審等において

☆前回提出時と今回提出で氏名等の漢字文字を新漢字と旧漢字（いずれでも）と違って書いて提出された場合

コンピューターは別人として読み取るエラーとなり調査に回るので時間かかる。

②建設業許可申請の新規や更新において

☆更新で前回提出時と今回提出で生年月日を間違える例が多い

コンピューターは別人として読み取るエラーとなり調査確認のため時間かかる。

☆新規で経営業務の管理責任者と専任技術者が同一人にもかかわらず生年月日が違う

コンピューターは別人として読み取る調査確認のため時間がかかる。

③専任技術者の変更（業種追加を含む）に伴う同証明書において

☆項番号64（下段 現在担当している建設工事の種類 上段 今後担当する建設業の種類）欄
業種追加や変更業種ではない建設工事の種類でも現在担当・今後担当欄に記入する。また追加や変更業種には当然今後担当欄に記入のこと
☆項番号65（有資格区分）欄

現在の資格と今後担当する建設工事の資格の何れも記入すること。

ただし、技術者が1名で資格追加する場合であり、新たな技術者による業種追加では新技術者のみを記載・記入すること。

平成8年7月1日から書式が変更になったことにより従来からの書き方が変更になった。コンピューターで全部新たに読み取ることとなったため。なお、未記入の場合は現在担当建設工事の専任技術者にエラーがでる。調査確認のため時間がかかる。

④建設業許可申請の更新と変更届出書（様式22号の2商号又は名称等の変更）を同時に提出する場合

☆上記を同一日で申請する場合仮に変更届書での変更年月日が申請日前であってもその変更届出書項番36（許可番号）欄

般一□□欄に更新後年を、及び同じく許可年月

日 平成□□年欄を更新後の年を記入すること

コンピューターソフトの都合上同一日の場合は更新手続きを優先するため更新手続きのあと変更届出書を記憶することとなる。

このため変更届出書を更新手続き申請日より前日以上前に提出するか若しくは同日申請する場合は更新後の許可年を同日申請の変更届出書に記入すること。

コンピューターではエラーとなり調査日数がかかるため

※この要望は、各申請様紙のうち升目がある用紙でその升目（カラム）に記入する際についての要望事項です。従って営業年度終了届（変更届出書）については従来通りです。

建設業務の先進県を視察して

建設業務研究会世話人 京 念 昇

経営事項審査業務を行政書士会が県より委託を受けて実施する例が他の書士会で見られます。岐阜会では、本年4月より実施に至り、静岡会は昭和58年より実施し、今年で13年目を迎えております。その他に京都会、三重会、愛知会等が行っており、隣県の福井会も来年度より実施予定と聞いております。

去る9月中旬、上記書士会の内、岐阜会と静岡会を視察して参りました。

経営事項審査業務の受託は、行政書士が審査業務そのものに携わるものです。その受託方式については、岐阜会は行政書士が審査業務を全面的に行い、県職員の立会いもなく、受付印も書士会が管理するとしています。

これに対し、静岡会は、審査業務自体を事前審査と本審査に分け、事前審査には行政書士が県職員と共同して当たるが、本審査は県職員が単独で行い、受付印も県職員が管理するとしています。

また、受託に至った背景ですが、両会に共通して言えることは、県と書士会両者の信頼関係であり、それを築くベースは許可手続全般において、許可条件を満たす資料が客観的で明確になっていることです。

一例を掲げますと、経営業務管理責任者証明、専任技術者証明、決算書などについて、5年前か

らの請求書の控えや受付印のある税務申告書（控）、総勘定元帳などで確認がなされます。また年度終了による変更届は経審を受ける受けないにかかわらず、法令どおり毎年提出することが当たり前で、なされない場合は始末書付きの変更届出書となり閲覧に供されるという具合です。

今回、貴重な視察の機会をお与え頂き、感謝申し上げますとともに、建設業務が行政書士の許認可業務としてなお一層発展することを念じて、簡単ですがご報告とさせていただきます。



無料相談会、金沢会場の様子



無料相談会 取材記者に応じる

藤井会長、天皇皇后両陛下奉迎に出席！

9月15日（日）午前11時55分県地場産業振興センター（新館）において、第16回全国豊かな海づくり大会にご臨席になられるため県された天皇皇后両陛下の奉迎に、当会より藤井会長が出席しました。谷本県知事を始め県選出国會議員と共に会長もお出迎の列に加わりました。知事からこのような要請を受けるのは、石川県行政書士会発足以来初めてのことだそうです。

女性行政書士交流会石川会発足

H8. 7. 27

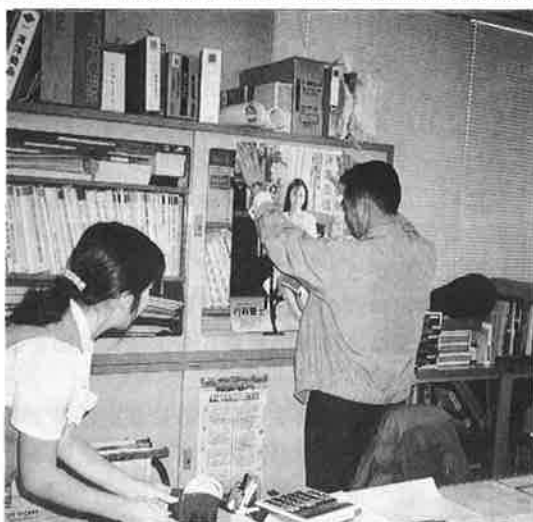
役員

会長 小山秋子 副会長 宮本幸子

書記 山本洋子、下出美鈴

会計 宮本幸子

委員 浜田はつみ、香林和子、
野坂ときこ、大森千歌子
大星三千代



ポスター配付の様子

金 沢 支 部

金沢支部長 浦 嶋 和 夫

平成8年6月28日（金）午後4時30分より石川県行政書士会会議室で平成8年度第2回役員会が開催された。

第1号議案 業務調査研究委員会（仮称）の創設については、業務開拓のプロジェクトチームを創設することは諸般の事情により先送りすることとなった。

第2号議案 研修会については、本年の研修の予定について業務研修部より発表してもらった。本年度は、支部の研修に力を入れ充実したものにすることを確認した。

平成8年8月2日（土）午後5時より石川県行政書士会会議室で第3回役員会を開催した。

第1号議案、支部規則体裁承認については、支部規則の体裁について意見を調整し、印刷製本を法規企画部に任せることとなった。

第2号議案、支部研修会については、次回の研修会の計画を業務研修部より発表してもらった。

第3号議案、支部連絡網については、諸般の事情により具体化する時期でないとのことにより棚上げとなった。

第4号議案、その他では、行政書士法違反行為について当該行為の疑いがあるとの報告がされた。この報告を受け事実確認をすることが監察部に委ねられた。

金沢支部広報部員 河 越 俊 雄

金沢支部第1回研修会について

平成8年8月24日（土）労済会館において金沢支部第1回研修会が開催された。出席会員は41名であった。

第1部は、合田昌英弁護士を講師に招き、「相続法の基礎知識」について説明していただいた。さまざまなケースにより、相続分を算出したり、相続法についてわかりやすくユーモアをまじえて教えていただいた。質問では、相続の放棄について聞く人が多かった。

第2部では「遺産分割協議書の作成の実務」について、西川義忠会員（元地方方法務局次長）を講師に招き、説明していただいた。ここでは遺産分割協議書の作成にあたっての注意点や手続の仕方などについて、レジュメにそって教えていただいた。

今回の研修のテーマは、相続、遺言といった行政書士にとって欠かすことができないものであったため、数多くの会員が出席した。

今後ともここで教わったことを糧として、業務に研鑽したいと思う。



支部だより

金沢支部第2回研修会について

平成8年10月2日(土) 労済会館において、金沢支部第2回研修会が開催された。出席会員は24名であった。

第1部は「風俗営業許可申請書の作成」について、講師に石川県警生活安全企画課の酒井剛氏を招き、法律や書類の作成について、わかりやすく説明していただいた。この時、パチンコの機種名を挙げ具体的に教えていただいたので理解も一層深まった。



第2部は「地縁による団体手続き及び書式」について、金沢市役所市民相談課の殿村彰氏を講師に招き、説明していただいた。ここでは、町会の法人化ということで、初めて聞いた会員もあり、あまりなじみがなかったが、金沢市では1327団体のうち30団体が手続きをしているということで、新しい分野として、興味深く聞くことができた。

今回の研修を通じ、行政書士として幅広い分野の知識を学べたことに対し、満足した会員も多かったのではないかと思う。

能登3支部合同研修会開催

七尾支部長 太田 勉

去る8月31日(土) フローイント和倉を会場とし、21名の出席により七尾、輪島、珠洲の能登3支部合同研修会を開催致しました。

(1)建設業に関する業務全般及びその流れについて(2)建設業許可を取得するための5つの要件について、支部長である私が不慣れな講師ではありますが、研修会を実施し、特に〔経營業務の管理責任者〕については、顧客より建設業許可取得の依頼があった場合のいろいろなケースを想定して、経營業務の管理責任者証明書の作成、附帯する業態証明願の交付申請の実務を演習しました。しかしながら、作成に至るまでの過程において法人であれば設立年月日、事業目的の確認、個人であれば過去の税務申告状況等の調査をする必要が当然にあります。まずは各自会員において「チェックリスト」を作成し、調査の手順必要な書類等を収集することに手慣れることだと思います。



ここ1年、本会においては、石川県からの〔経営事項審査の事務受託〕を目指し、建設業専門行政書士基礎講座を長期間にわたり実施致しましたが、能登3支部は遠方であるがため出席が困難なのでしょう。能登地区での開催では会員のため、内容を補足、充実した研修とした次第です。

建設業関連業務は、行政書士が関与する度合が特に高い業務であります。各会員が職域の拡大を図るべき、またその関与率を高めるため、研修のみならず情報の交換等に今後も続けていきたいものです。今後の御協力をお願い致します。



深みゆく秋

金沢支部 福田外喜二

学園祭果てたるあとの 虫の囁
 先代の偉業の校舎 とんぼ とぶ
 塵取に小豆を 干して 陽を惜しむ
 秋の陽は なぐめに 風呂場の腰かけに
 ゆれ柳 止まらず去りし 蟬のあり
 一声や 雀群れゆく 荻田跡
 生きぬくは ひたすら此の道 菊植うる

ふるさと再発見

—石川県輪島漆芸美術館—

輪島支部 松原政義 館長

輪島市は、能登半島の北端に位置する小都市ですが、伝統工芸「輪島塗」を生む日本一の漆器産地としてその名を知られています。石川県輪島漆芸美術館は、「漆芸の都」を自称する輪島の地に、日本初の漆芸専門の美術館として平成3年秋に開館しました。以来、Japan が漆器・漆芸を意味するように、日本が世界に誇りうる漆芸の美を多くの皆様にご紹介したいと考え、優れた漆芸作品を展覧する特別展を多数開催してきました。また常設展示には、およそ六百年の歴史を有する伝統工芸「輪島塗」を始めとし、人間国宝や日本芸術院会員による珠玉の現代漆芸作品、またアジアを中心に世界に広がる漆文化をご紹介したいと考え、様々な分野の漆芸作品を多数展示しております。

美術館内は広々と落ち着いた空間に輪島塗の椅子が配され、能登の自然を表現した庭園と共に、観光客や市民の憩いの場所として多くの来館者をお迎えしています。



「待てば海路の日和」

七尾支部 袋井辰雄

いつの間にか七尾支部での最高齢者になってしまった。入会した頃の支部の面々は20歳も上の年配者ばかり、酒が入ると古い時代の女の話でもちきりで賑やかだった。私もそれに似た年となり目も耳も弱ったので自適の日を送っている。晴耕雨読だが、読んでばかりでは却って悪いことは論語に「学んで思わなかったら暗い」とあるのでときには原稿用紙を手にもする。手にもする。

十数年来愛読している産経新聞社の雑誌、正論誌の読者欄に投稿したところ反論が誌面に溢れたので射程圏内のものを狙いうちして再反論したら見事沈黙させることが出来た。編集者が介在しているから真相は分からないとはいえ約60年も前からの宿願であった当時の政府の愚策をつき今もそれに郷愁をもつ人々の蒙を開き得たから心身ともに爽快な昨今。

戦勝と戦死を同列に扱った「露営の歌」を亡国の思想と断じて解明の機を待ち続けてきた甲斐があったというもの。

「己・己・己」

金沢支部 山岸 清

この3文字について、日ごろ自信を持って使い分けておられる方が案外少ないように思われます。

そのため、どちらとも取れるような「ごまかした」書き方をする人が多いようです（失礼）。

実は、そう言う私も、次の記憶方法を教わ

るまではその1人でした。会員の皆様には釈迦に説法であることは充分認識しておりますが、参考までに紹介します。

1. 己 「キ、コ、おのれ、つちのと」下につき。
2. 已 「イ、すでに」半ばにつき。
3. 巳 「シ、ミ」は皆につき。

「出会いそして10年」

七尾支部 松田 吉造

- 松茸の香りパックの中にある
- お役所を減らす仕事の役所でき

本会活性化の意見が纏まらないままに浮かんできたのがこの「川柳」です（つもり）。身の回りの出来事を15文字に面白く纏めるのが川柳で、鉛筆1本紙片1枚で足り、頭の体操にもなると当時の上司の勧めが川柳との出会いです。以来ボケ防止の為ならと励んだり怠けたり10余年、職場の機関誌を皮切りに、新聞に雑誌に、不採用覚悟で懲りもせず、時には胸はずませて投句したのも懐かしい思い出です。中でも数年前の、イランイラク戦争時の人質作戦を題材にして投句した中の一句「人質を区切って恩を売るイラク」が全国誌「週間時事」の首席に採用された事が忘れられない思い出となりました。賢明なお仁の方々も一度詠んで見る事をお勧めします。

「またひとつ駄々句を詠んでボケ防ぐ」

「勤続20年表彰と私の意見」

金沢支部 藤井 速生

今回業務歴20年の表彰を会長より戴きました。光陰矢の如し、いろいろなことがありま

意見箱のコーナー

した。がこれもひとえに関係する皆様のご指導の賜と篤く御礼申し上げます。この機会に下記を参考まで述べさせていただきます。

①行政書士関係法令先例総覧について—思うに現在も今後も我々会員をして他土業との競争と共存について随分の勉強と努力が必要かと思えます。せん越ながら私もかつて会のお世話をさせて戴いたとき、このことが努力の大部分と言って過言でなく、よってこの総覧は我々の業務の指針として生かしていけば鬼に金棒です。②民法の完全把握—我々の業務は権利、義務関係以外何ものでもなく要は契約関係に尽きよう。それが遺言、相続、金銭貸借などなど限りなく楽しく、街の先生と呼ばれるには欠くことのできない要件です。③連合会への要望—「日本行政」についてぜひり言わせて戴くと余りに抽象的短絡的と断じたい。その改善は具体的業務内容とその拡大をどのようにして実行するかなどの意見を数頁とって載せられるのも一考かと思えます。

「大蔵省白山会と嶋崎会の思い出」

七尾支部 塩田義一

大蔵省白山会（会長嶋崎均氏（当時大蔵省主計局主計官・総務課長等）・副会長加藤三忍氏・新谷実氏・顧問中橋敬次郎氏・箸本弘吉氏・西野襄一氏など）は、大蔵省（本省）・国税庁（所属機関を含む）・東京国税局・同管内税務署に勤務する者で組織され毎年総会が開催された。また、嶋崎会（会長山崎敬一郎氏）は参院議員嶋崎均氏（当時大蔵常任委員長、法務相、議院運営委員長、小松市出身）と大蔵省関係機関において同勤した者及び同氏とゆかりのある者をもって組織され毎

年6月総会が開催された。なお、同会は嶋崎均氏の後輩で大蔵省出身の檜崎泰昌氏を参院議員候補者に推選した結果見事に当選されたが、参院議員嶋崎均氏は残念ながら落選された。しかし、今回山東昭子議員が参院議員から神奈川県衆院議員にくらがえ出馬されたことに伴い、本年10月8日中央選挙管理会は自民党元参院議員の嶋崎均氏の繰り上げ当選を正式に決定した。今後とも政界においてご活躍されることを心からお祈りする次第である。さらに今日の衆院議員選挙に大蔵省主計局時代の上司が出馬されることになったがその主なる方は次のとおりである。相沢英之氏（鳥取県）、新井将敬氏（東京都）、伊吹文明氏（京都府）、大原一三氏（宮崎県）、越知通雄氏（東京都）、柿沢弘治氏（東京都）、小泉純一郎氏（神奈川県）、浜田卓二郎氏（埼玉県）、藤井裕久氏（神奈川県）、松田篤之氏（福井県）、宮下創平氏（長野県）などがおられる。なお、全員が当選されることを心から祈っている次第であります。

書籍コーナー

- ・外国人の入国、在留関係諸申請書式及び記載例集
- ・許可認可等手続便覧
- ・建設業許可Q & A



お礼の言葉

衆議院議員

奥田 敬和

先に行われました総選挙では新制度・小選挙区比例代表並列制が取り入れられ以前の選挙とは全く違う戦いを強いられました。皆様からは変わらぬ力強いご支援を頂きました。

また、心ならずも皆様に直接お願い出来なかったにもかかわらず快くご推薦頂き、重ねてお礼申し上げます。

お陰を持ちまして石川1区・金沢選挙区におきまして10回目の当選をさせて頂きました。

今、国民の皆様は政治の実態を、実に冷めた目で見ております、官僚による汚職問題、経済の不安定さ、全てが国民が期待出来ないと感じる状態です。この状態を打破するためにも政治家の一人一人が己を見つめ直す必要性があると思います。

皆様のご支持を頂き、改めて21世紀の日本に悔いを残さないために皆様と共に政治の王道を歩み続けたいと思います。

今一つ、ご存じのように産声を挙げてまもない新進党が石川県内で17万4千余りの票数を獲得し、皆様のご期待を身にしみて感じ、“今まで以上に責任があるぞ！”と肝に銘じております。

今回、衆院懲罰委員長を務めることとなり、万が一この委員会が開催されることがあれば断固たる姿勢で望みたいと考えております。

今後も皆様のご期待に添うよう、皆様と共に未来に向かって歩み続ける所存でございます。

す。変わらぬご支援とご厚情をお願い申し上げますと共に、石川県行政書士会益々の飛躍と会員の方々のご健勝ご多幸をお祈り申し上げます。



衆議院議員

森 喜朗

私にとりまして10回目の選挙戦でした。

石川県行政書士会の皆さんからいち早いご推薦をたまわり、それを支えに新しい制度での難しい選挙を戦い抜くことが出来ました。紙面を借りまして厚く御礼申し上げます。

御存じのように広範囲にわたる規制緩和を含む行政改革は、今や天の声民の声であり各政党ひとしく公約に掲げました。

中央官庁を整理縮小し、外交・防衛など全国一律適用の行政以外は国の権限をその手法や規模の差こそあれ地方に分権委譲する方向にあることは間違いありません。しかしこれまでの長い行政慣行の変更は国にとりましても地方にとりましても難事業であり、何よりも地方に住む人々に無用の混乱やトラブルを招いては意味がありません。行政と地域住民とを円滑に結ぶのが行政書士であるとすれば、その存在と役割は極めて重要といわねばなりません。

行政書士の皆さんの更なる切磋琢磨をご期待申し上げてお礼の言葉とさせていただきます。



衆議院議員
瓦 力

第41回総選挙にあたり、石川県行政書士会におかれましては、会員皆様のお心こもったご推薦を賜り、衷心より御礼申し上げます。

皆様のご支援により、当選させていただきました。この上は、皆様のご付託に応えるべく、さらには微力ではありますが貴会のご活動のお手伝いもさせていただく所存でございますので、今後ともご支援、ご教示いただきますようお願い申し上げます。

久世参議院議員が来訪



茅野 勇平
衆議院議員
久世 公堯

去る8月21日午後5時、参議院議員で自由民主党副幹事長の久世公堯先生が本会事務局まで来訪された。久世先生は、自由民主党行政書士議員連盟の幹事長代理という要職にあり、この度の行政書士法一部改正に際しては改正推進の中心として大変なご苦労ご尽力をさせていただきました。

久世先生との懇談の中で、残念ながら先の国会では成案出来なかったが、なお、行政書士法の一部改正にご尽力をいただけるとの力強い決意を披露されました。

久世先生は、お隣の富山県の出身で、東京大学を卒業後自治省に入省。主として自治省行政局を中心に自治省審議官、自治大学校長を経て昭和61年参議院議員に当選され今日に至る。参議院比例区の当選ではありますが、お隣の富山県出身でとても身近に感じられる先生で、行政書士会にとっても大変頼もしい先生であります。久世先生の今後のますますのご活躍を心からご祈念申し上げます。

参議院議員 久世 公堯

昭和3年生（富山県出身）

東京府立一中、東京陸軍幼年学校、陸軍予科士官学校、旧制富山高等学校（文甲）を経て、東大法学部卒

昭和28年 自治省入省、主として自治省行政局を中心に、自治省審議官、自治大学校長等を経て、

昭和61年 参議院議員当選

平成4年 参議院議員再選

<歴代した主な役職>

- * 農林水産政務次官・商工委員長
- * 予算・商工・地方行政・外務・法務・選挙制度等委員会理事
- * 自由民主党副幹事長
- * 自由民主党国会対策副委員長
- * 中小企業調査会副会長
- * 行財政調査会副会長
- * 地方制度調査会副会長
- * 組織広報本部副本部長
- * 政治改革本部副本部長
- * 国際局長代理
- * 自民党行政書士制度推進議員連盟幹事長代理
- * 司法書士制度推進議員連盟会長代行兼幹事長
- * 富山県町村会顧問

会 務 報 告

第 2 回理事会 開催

さる 8 月 22 日 (木) 午後 1 時 30 分から平成 8 年度第 2 回理事会が開催されました。当日は理事会構成員 22 名中 15 名の出席があり、行政書士会の最大イベントである「行政書士制度強調月間」での諸行事計画やマスコミへの宣伝計画について集中した審議を行いました。また、これまでまったく報告されなかった期中での予算執行報告や会費の支部別納入状況も初めて報告されました。なお、主な審議、協議事項は下記のとおりです。

- ・行政書士制度強調月間の取組みと成功のための諸準備
 - ①「行政書士 1 1 0 番」運動の取組み
 - ②各支部主催「許認可手続き無料相談会」実施のための援助
 - ③新聞広告と会員の協力掲載について
 - ④「月間」についてのマスコミ取材要請について
- ・先進他県会への視察研修派遣について
- ・日行連主催全国研修会への派遣について
- ・石川県士業協議会への参加について
- ・日行連、中地協 協議懇談会参加について
- ・7 月までの予算執行報告並びに会費未納者支部別氏名報告
- ・支部への交付金交付について 等々



支 部 長 会

支部長会会長 浦 嶋 和 夫

平成 8 年 8 月 23 日 (金) 午後 2 時より石川県行政書士会会議室において第 1 回支部長会が開催された。

支部長会会長、会長あいさつの後、総務部長宮川氏より「県下各市町村への 2 項目における実態調査報告」、「会員名簿の完成送付について」の報告が行われた。

次に「行政書士制度強調月間の取組みと成功のための協力について」の事項が協議された。協議に先だて、広報部部長宮本氏、監察部部長重森氏の両氏より当該月間要領の説明があった。本年も各支部目標に向かってガンバルことを確認した。

この後、各支部における特徴的活動並びに各支部からの要望について協議された。全ての議事を終了し 4 時半頃散会した。



国際業務研究会のご案内

国際業務研究会では毎月第三木曜日午後 6 時～9 時まで行政書士会会議室で国際業務の勉強会を行っております。帰化・国籍・入管業務に関心のある方の参加をお待ちしております。

連絡先 的場行政書士事務所

TEL 0762-32-0826

国際業務研究会

代表世話人 的場 晴 治

会務日誌

| | | |
|--------|-------------------------------|-----|
| 7月 2日 | 「統一用紙」使用についての検討会 | |
| 2日 | 第3回部長会（本会会議室） | 9名 |
| | 会長来局執務 | |
| 6日 | 新入会員オリエンテーション（金沢みなと会館） | 36名 |
| 11日 | 建設業専門行政書士基礎講座（全労済会館） | 31名 |
| 13日 | 日行連中部地方協議会理事会（三重県朝潮ホテル） | 1名 |
| 14日 | 会長来局執務 | |
| 16日 | 石川県士業団体協議会準備会 | 3名 |
| 18日 | 日行連理事会 | 1名 |
| 19日 | 〃 | |
| 19日 | 全国行政書士事業団総会 | 1名 |
| 25日 | 日行連全国広報担当者協議会 | 1名 |
| 26日 | 〃 | |
| 26日 | 日行連主催座談会 | 1名 |
| 27日 | 建設業専門行政書士基礎講座（全労済会館） | 36名 |
| 30日 | 新入会員登録証書伝達 当会会長表彰授与 会長来局執務 | 2名 |
| 8月 1日 | 日行連全国監察担当者協議会 | 1名 |
| 2日 | 〃 | |
| 19日 | 第4回部長会（本会会議室） | 7名 |
| 22日 | 第2回理事会（2階会議室） | 15名 |
| 23日 | 第1回支部長会（本会会議室） | 9名 |
| 30日 | 石川県士業団体協議会準備会（東急ホテル） | 3名 |
| 9月 3日 | 監察部会（本会会議室） | |
| 6日 | 広報部会（ 〃 ） | |
| 6日 | 報道関係訪問 | 3名 |
| 12日 | 日行連事務局長連絡会 | 1名 |
| 13日 | 〃 | |
| 15日 | 天皇后両陛下奉迎（石川県地場産業振興センター） | 1名 |
| 18日 | 新入会員登録証書伝達 | 2名 |
| 18日 | 会長来局執務 | |
| 19日 | 岐阜県行政書士会訪問 | 4名 |
| 20日 | 静岡県行政書士会訪問 | 4名 |
| 10月 1日 | 行政書士 110番電話無料相談（金沢観光会館） | 14名 |
| 2日 | 〃（本会会議室） | 7名 |
| 2日 | 会長来局執務 | |
| 3日 | 行政書士 110番電話無料相談（本会会議室） | 6名 |
| 11日 | 各支部長と建設業研究会世話人の懇談会 | 9名 |
| 16日 | 石川県士業団体協議会準備会 | 1名 |
| 17日 | 県土木部監理課との懇談会 | 5名 |
| | 会長来局執務 | |
| 22日 | 県総務課訪問 | 2名 |
| 25日 | 広報部会 | 6名 |

新規登録入会者（4名）

| 登録年月日 | 所属支部 | 氏名 | 事務所 | 電話番号 |
|-----------|------|-------|-----------------|---------------|
| H 8. 6.13 | 金 沢 | 山本 淳一 | 河北郡高松町字高松ノ1番地13 | (0762)81-0024 |
| H 8. 7. 4 | 金 沢 | 森 忠幸 | 河北郡高松町字高松フ13番地 | (080)965-7139 |
| H 8. 7. 4 | 小 松 | 山田日出夫 | 小松市園町ホ 129番地 1 | (0761)24-2681 |
| H 8. 9. 2 | 金 沢 | 亀岡加奈子 | 金沢市窪3丁目 164番地 | (0762)45-5745 |

退会者（5名）

| 退会年月日 | 氏名 | 退会事由 |
|-----------|-------|------|
| H 8. 4.19 | 菅原 博 | 死亡 |
| H 8. 6. 5 | 任田 外壽 | 死亡 |
| H 8. 7.12 | 水元 震 | 死亡 |
| H 8. 7.22 | 市川 隆俊 | 廃業 |
| H 8. 8.19 | 森田 信行 | 廃業 |

登録事項変更（2名）

| 登録年月日 | 所属支部 | 氏名 | 事務所 | 電話番号 |
|-----------|------|------|-------------------------------|---------------|
| H 8. 6.13 | 金 沢 | 松田 豊 | 金沢市本町2丁目2番12号 | (0762)35-3005 |
| H 8. 6.28 | 金 沢 | 柳本 博 | 金沢市乙丸町甲 205番地 ライフインハタ301号室 | (0762)53-2852 |

正 誤 表

会員名簿（平成8年8月1日現在）に次の誤りがありましたので補正して下さい。

| 頁 | 補正箇所 | 正 | 誤 |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 5 | 広報部員 | 河越俊雄 | 川越俊雄 |
| 6 | 茅野勇平 | 削除 | 日行連中部地方協議会 副会長 |
| | 金沢支部役員欄 中嶋房夫 | (0762)91-7537 | (0762)22-3343 |
| | 金沢支部役員欄 河越俊雄 | 河越俊雄 | 川越俊雄 |
| 13 | 畠善寛 | 社会保険労務士 | 司法書士 |
| 16 | 浦嶋和夫 | FAX 22-3583 | FAX 22-3449 |
| 17 | 中村武夫 | 金沢市新神田4丁目13番17号 | 金沢市新神田4丁目13番7号 |
| 19 | 山崎修二 | エヌビル | エスビル |
| 20 | 山岸清 | 金沢市高尾3丁目86番地2 | 金沢市高尾4丁目9番1号 |
| 26 | 柳本博 | FAX 53-2852 | |
| 29 | 宮下知己 | みやしたともき 宮下知己 | みやしたともみ 宮下知己 |
| 30 | 和泉千世 | FAX 22-8084 | FAX 22-8845 |
| 34 | 黒崎彬 | FAX 54-8211 | FAX 53-6363 |
| 38 | 谷内廣 | FAX 22-6712 | FAX 22-6306 |
| 41 | 斉藤忠雄 | FAX 82-6675 | |

編集後記

今年の紅葉は、例年より少し早かったような気がする。庭の木々も早く色づき始め、柿の実も、いつもより早く甘くなったようだ。何でも早いのはよいが、早く寒くなるのは、身体がついていかなくて、戸惑うばかりだ。

小選挙区制となつてから初めての衆議院議員選挙も終わり、静けさを取り戻したようだ。落選した議員が比例区で復活するとは。敗者復活は、スポーツの世界だけではなかったようだ。今までの選挙制度と違い有権者は戸惑うばかりだった。

今やインターネットが大流行、早い世の中の動きに戸惑ってばかりはいられない今日この頃、浦島太郎にならないよう気をつけたいものだ。

さて、「会報いしかわ」が発刊されてから20号目を迎えました。会員の皆様方には長年にわたる多大なご協力に感謝申し上げます。これからも会員の皆様の“情報の架け橋”としてお役に立てるよう努力を重ねたいと思います。ご協力の程よろしく願いいたします。(S・M)

会報いしかわ第20号

発行日 平成8年12月10日
発行人 会長 藤井 國穂 ・ 広報部長 宮本 幸子
発行所 石川県行政書士会
〒920 石川県金沢市本多町3丁目2番1号 MRO別館3階
TEL(0762)65-5551・FAX(0762)32-3052

